令和４年２月 28 日

養父市議会議長　西 田 雄 一　様

総務文教常任委員会
委員長　田 路 之 雄

総務文教常任委員会調査報告書

閉会中において、本委員会の所管事務調査につき調査したことを次のとおり報告する。

記

１　調査年月日　　令和４年２月３日（木）
２　調査事項　　養父市の文化財について
３　調査内容

養父市の文化財について、市立青谿書院記念館、八木城跡殿屋敷地区及び旧三谷小学校における文化財保管状況の現地調査を行うとともに、教育部社会教育課から説明を受け、調査を行った。

青谿書院は、弘化４年から明治 11 年までの 31 年間、池田草庵先生が八鹿町宿南に開いた漢学塾で、昭和 45 年県指定文化財史跡に指定されている。また、隣接する資料館は池田草庵先生に関する歴史資料を保存展示している。青谿書院保存会の解散に伴い、土地・建物とともに寄贈を受け、平成 31 年４月１日から市立青谿書院記念館として開館した。令和元年 10 月からは、施設の管理運営を宿南地区自治協議会に委託しており、入館者も増加している。

史跡八木城跡は、山頂から麓まで約 39 万㎡に及ぶ広大な面積で、平成９年には国指定文化財に指定されている。麓の八木城跡殿屋敷地区は、周囲に堀を巡らした八木城主八木氏の館跡で、養父市合併以降に用地買収を行い、平成 27 年度から発掘調査を行いながら屋敷跡周囲の堀と石垣の復元整備を行い、歴史公園として整備を進めている。

廃校により空き校舎となった旧三谷小学校は、市内で収集された文化財等の仮保管場所として利用している。市内５箇所で文化財を仮保管しているが、新たに旧関宮メリヤスの建物の寄贈を受け、関宮地域の小さな拠点づくり構想と連携しながら、文化財の集約や保管、展示の検討も行っている。

本市にある指定文化財は、国指定 10 件、県指定 50 件、市指定 99 件の計 159 件で、それぞれ文化財保護法、兵庫県文化財保護条例、養父市文化財保護条例な

どの法律による指定文化財制度で保護されている。また、同制度を補完する国県の登録文化財制度があり、８件が県登録文化財となっており、これらを加えると総件数は 167 件になる。

近年は、大杉重要伝統的建造物群保存地区が国指定、明延鉱山一円電車が県指定文化財に指定され日本遺産にも認定されている。

市は、県指定文化財の青谿書院や大薮古墳群の中にある４件の古墳を国指定文化財の候補物件として考えている。

指定文化財は市内各地に点在しているが、所有者は寺社や行政区、個人、保存会などの団体が多く、神社仏閣などの建造物や史跡、絵画、彫刻、書跡、工芸品などの有形文化財、演劇・音楽などの無形文化財、風俗・習慣などの民俗文化財及び天然記念物など多岐にわたっている。国県指定文化財の一部は、兵庫県立考古博物館及び歴史博物館で保管されている。

市指定文化財とは、「教育委員会が文化財保護審議会に諮問し、意見の具申を受けた市の区域内に所在する文化財のうち、法又は兵庫県文化財保護条例により国又は県の指定を受けた文化財以外の文化財で、本市にとって文化的価値の高いものを市の文化財として指定することができる」ものである。

市は、文化財の情報発信について、所有者や地元の保存会などと連携し、パンフレットの発行や市ホームページへの掲載などを行っている。また、青谿書院記念館や大庄屋記念館では、県・市指定文化財などの保存、継承、展示を行い、上垣守国養蚕記念館、山田風太郎記念館では、ふるさとの先人を顕彰し養父市の魅力を発信している。

文化財関係予算は、文化財保護費として例年 2,000 万円から 6,000 万円が計上されており、国県の補助や市へのふるさと納税も活用されている。合併以降、名草神社の修繕工事や史跡八木城跡の整備、能座のヒダリマキガヤの樹勢回復、大杉重要伝統的建造物群保存地区の古民家修繕などが大きな事業として行われており、これらの補助事業の実施にあたっては所有者や地域との連携を大切に進めている。

（まとめ）

文化財担当職員は現在３人で、専門職の正規職員は１人のみである。文化財の保護や修繕工事にとどまらず、専門的職務以外に地域が誇りとする文化財や伝統行事などの伝承の職務も担っている。また、文化財や伝統文化を活かした地域づくりを進める市民との太いパイプ役でもあるため、まちづくりにつながる専門職員の確保に努められたい。

市内の保存会では、過疎化・少子化の影響で無形文化財の伝承が困難になっている地域もあり、対策や支援が求められている。

地域で伝承されている「まちの文化財」については、ケーブルテレビで映像記録されており、貴重な市民財産となっている。文化財の貴重な記録など、デジタル技術を活用し、インターネット等を活用するなど、市内外に幅広く養父市の魅力を発信し、観光にも繋げていただきたい。

また、ふるさと納税は、「ともに守り育てる伝統・伝承文化に関する事業」の使途に毎年少なからずの寄附が寄せられている。今後においては、市の指定文化財に的をあて、貴重な財源となることを強調したふるさと納税のＰＲなどの発信も、デジタル技術を活用し行うべきである。

平成 31 年には文化財保護法の改正が行われ、文化財の保存から活用へと示されている。市内５箇所の保管施設は仮置き場であり、市公共施設等総合管理計画で除却の方針が決定されている施設でもある。今後、文化財の活用の在り方を含めた保管方法等を検討され、早急に代替施設の整備を具体化されたい。